

○議員倫理調査特別委員会委員長報告

議員倫理調査特別委員会委員長 佐藤 絹子

「議員倫理調査特別委員会」委員長報告を申し上げます。

当委員会は、平成24年12月21日の会議において、鳴門市議会倫理条例第4章の規定に基づく調査を行うため設置されました。

当委員会は、平成25年1月29日から9月11日までに12回にわたり委員会を開催し、調査を行いました。

調査の詳細につきましては、お手元に配付の委員会調査報告書をご参照いただくこととし、以下、調査の概要について御報告申し上げます。

まず、調査の趣旨は、平成24年10月の予算決算委員会における平成23年度決算審査の中で判明した、大石美智子議員の配偶者が代表理事である社会福祉法人はぐくみ会が経営する私立保育所すみれ保育園に対する鳴門市からの補助金支出に関し、鳴門市議会倫理条例第12条、「議員は、第5条の適用を受ける議員、その親族及び団体が鳴門市及び鳴門市特定法人と請負等をする事に対して、辞退するよう努めなければならない。」に抵触している恐れがあるため、調査を行うこととなりました。

なお、報告の中に出てまいります倫理条例の条文の一部について、確認のために申し上げますと、

- ・第2条第4項には、議員の責務として、「議員は、鳴門市及び鳴門市特定法人が行う請負（地方自治法第92条の2の請負をいう。）その他の契約又は許可、認可、給付金その他の行政処分（以下「請負等」という。）に関し、特定の個人、法人その他の団体のために有利な取り計らいをしてはならない。」と規定されております。

- ・第5条1項第1号には、この条例の適用を受ける議員、議員の親族として、「市議会に属するすべての議員及びその議員と生計を一にする親族」と規定されております。

- ・第12条は、先ほど申し上げましたように「議員は、第5条の適用を受ける議員、その親族及び団体が鳴門市及び鳴門市特定法人と請負等をする事に対して、辞退するよう努めなければならない。」と、規定されております。

当委員会は、議員倫理調査特別委員会審査要綱に基づき調査を行い、6点の

調査項目について、参考証人として大石美智子議員に2回、委員会への出席を要請し証言を求めました。

参考証言の場では、まず同要綱第18条の規定により、大石議員の弁明の申し出を許可しました。

大石議員の弁明においては、倫理条例第12条は、請負契約に議員があらゆる影響力を行使することを防止する趣旨であるとの解釈が示され、このたびの市からの補助金交付は、請負契約ではなく、また請負契約と同視される契約ではないものであり、議員が補助金交付のために、影響力を行使し得るものではないことから、倫理条例第12条には該当しないとの弁明がありました。

各委員からの質問に対して大石議員からは、平成19年の議員倫理調査特別委員会委員長報告で示された3点の注意勧告については、守ってきたとの証言があり、補助金交付事務の担当者とも一切関わっていないとのことでした。

注意勧告後、なぜ代表者を変えずにいたのかという質問に対しては、「今回の補助金については、代表者が自己の配偶者であっても問題ないと認識しているからである。」とのことでした。

また、はぐくみ会が倫理条例第5条第1項に該当することは認めるが、同条例第2条の7項目に関しては、抵触していないとのことでした。

また、本件の補助金は、国の制度によるものであり、市に裁量権はなく、市が単独で交付したのではなく、市の契約行為ではないとの証言もありました。

以上のことから、倫理条例第12条の請負等に関する議員の義務は、求められるものではないということでした。

次に、本件補助金が、市との契約にあたるかどうかを確認するために、補助金交付事務の当時の担当課長を参考証人として招致し、参考証言を求めました。

担当課長である大和元こどもいきいき課長からは、この補助金交付のもととなる「次世代育成支援対策施設整備事業」についての概要説明、及び市の単独補助金の500万円を含むすみれ保育園への補助金総額の内訳、補助金の申請から交付決定、補助金の支払いまでの流れについて説明を受けました。

説明によると施設設置主体は、すみれ保育園、補助事業実施主体は鳴門市とのことでした。

委員からの質問に対する証言として、当時の担当課としては、すみれ保育園への補助金と倫理条例との関連性は認識していたが、倫理条例については、担当課が判断することではなく、補助金交付要綱に照らして交付要件が整っているかどうかで事務を進めており、市としては要件が整っていたので、事務を進めたとのことでした。また、大石議員からの働きかけは一切なかったとのこと

でした。

以上の参考証人からの証言をもとに委員間で意見交換を行いました。

主な意見としては、

- ・注意勧告後、倫理条例を認識していながら、今回補助金を受けるにあたり、代表者を配偶者にしたままで、努力をしていない。
- ・市単独の500万円の補助金もあり、市が関わっている以上、倫理条例第12条に該当する。
- ・元こどもいきいき課長からの参考証言からも、市との契約行為があることは明らかである。
- ・鳴門市から給付を受けている事実、倫理条例等施行規程第3条との関係から、倫理条例第12条に抵触しているということは、明確である。補助金申請を取り下げること、倫理条例に抵触しないように議員を辞職すること、倫理条例に抵触しないようにはぐくみ会の取締役等から親族をはずすようにすること。この3点のような行動は見られず、条例を無視した態度である。
- ・条例第2条第3項、同第4項、同条例第3条第2項、第4条第2項、第5条第1項第5号にそれぞれ該当しており、総合的に倫理条例第12条に抵触している。

また、

- ・前回の議員倫理調査特別委員会で調査した「財産の無償譲渡」の際には、有利な取り計らいの有無についての審査が必要であったが、この度は、補助金の制度上、代表者が誰であれ要件が整えば、交付されるものである。しかし、市民から見たとき、議員の立場を利用して影響力を与えるのではないかとと思われる部分があるかもしれないことから、この度も大石議員の配偶者が代表者を務めていることについては、注意勧告をしておきたいと思う。議員は、その権限の行使による市民に対する影響力を鑑み、公人としての活動を律しなければならないことから考えると、倫理という条例に抵触するのではないかとと思う。

との、倫理条例に抵触するという意見、

また、

- ・重要なのは、請負等に関し、有利な取り計らいをしたかどうかであり、抗弁書も提出しており、補助金の率も決定されているので、市の裁量権があるものではなく、倫理条例には抵触しないと考える。
- ・この補助金は、国の制度に基づいたものであり、市単独の行為・契約ではなく、県を通じて補助金交付があるだけであり、市長に権限があるものではない。
- ・倫理条例の本質は、鳴門市が発注する請負工事、補助金などに議員の特権を生かして議員の関係する団体に有利な取り計らいをすることを禁止することを

目的としている。参考証人を招致して確認したところ、有利な取り計らいを行った行動は見られなかった。ただ、以前の委員会でも、自己の配偶者が代表者を務めるということから、市民から誤解を生むおそれもあり、市議会の信用にも関わることであるから、この点については、大石議員に注意すべきである。倫理条例には抵触しないが、疑わしき原因を払拭するべきであるという努力をすべきという指摘をするべきである。

との、倫理条例に抵触しないという意見がありました。

また、委員からは、倫理の問題であるので、議員全員でこの問題について考えてほしいとの意見もありました。

以上のように、委員会では、事実調査を行った上での意見として、

- ・「本件補助金は倫理条例第2条第4項の「請負等」に該当しており、倫理条例第12条の条文には、「議員は、第5条の適用を受ける議員、その親族及び団体が鳴門市及び鳴門市特定法人と請負等をするに対して、辞退するように努めなければならない。」と規定されていることから、「大石議員は、第5条の適用を受けているにもかかわらず、請負等をするに対して辞退するようには努めていない」ことより、倫理条例第12条に抵触する。」との意見と、
- ・「倫理条例は、鳴門市議会議員が議員の職権を利用して、鳴門市及び鳴門市特定法人から、自己及び自己の利害関係者からの利益を図ることを防止することを目的とすることから、大石議員及び元こどもいきいき課長の参考証言から、大石議員が本件補助金交付について、有利に取りはからっていないことを確認出来ており、倫理条例12条に抵触していない。」との意見があり、倫理条例第12条の条文の解釈についての意見が相反したことから、倫理条例第12条に抵触している、していないとの結論を出すには至りませんでした。

以上で「議員倫理調査特別委員会」の調査報告を終わります。